

# 食品表示基準の検討について

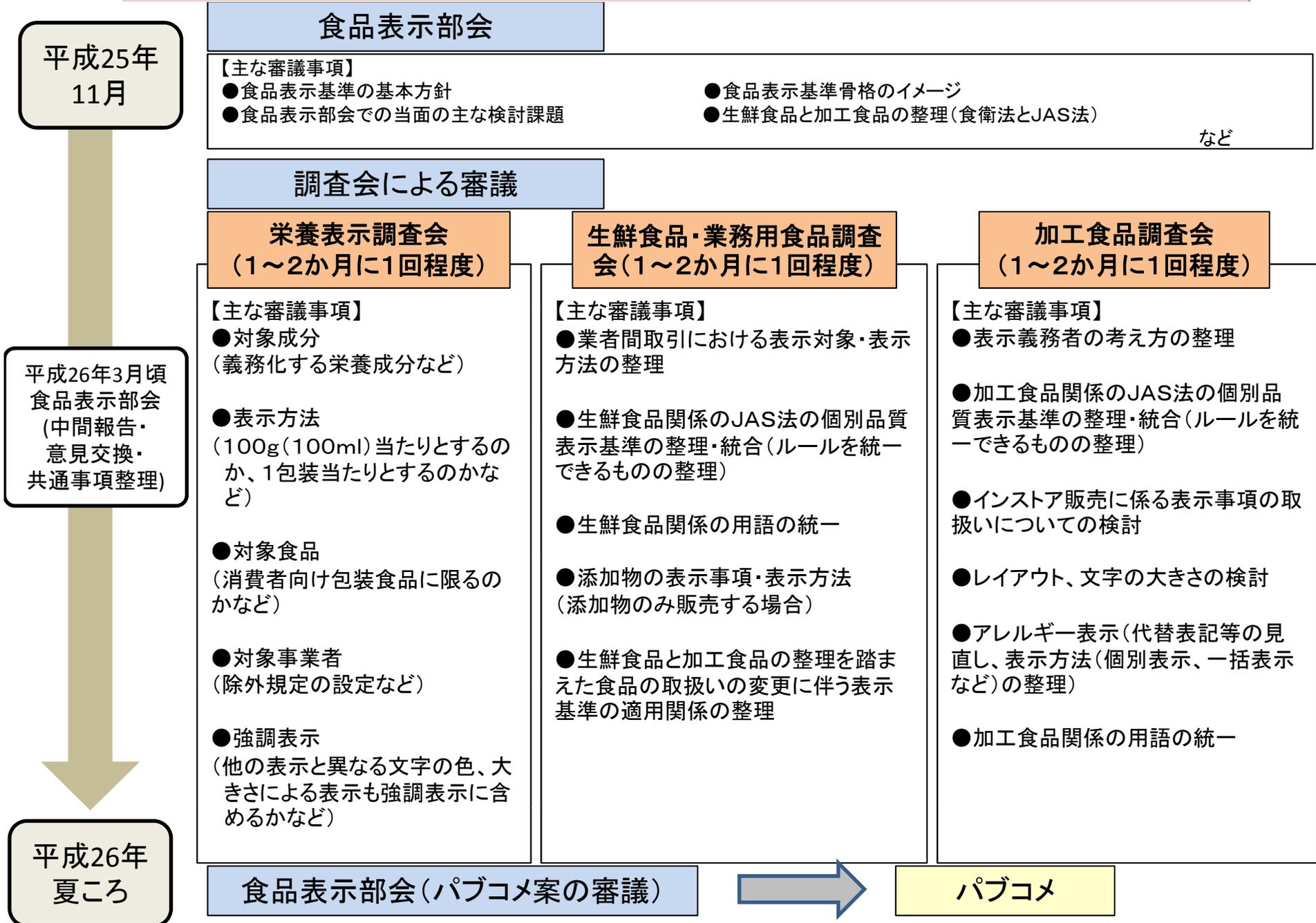
平成25年11月  
消費者庁食品表示企画課

## 目次

●食品表示部会調査会における審議の進め方について	3
・食品表示部会調査会における審議の進め方(案)	4
(参考)食品表示部会調査会における審議の主な位置づけ(案)	5
●食品表示基準に係る区分の検討について	6
・食品表示基準に係る区分の検討について	7
・現行の「食品」の区分	8
・食品表示基準に係る「食品」の区分(案)	9
・食品表示基準の食品区分の定義について(案)	10
・「業務用食品」に係る現行のルールについて	11
・(参考)JAS法における業務用食品に係るルールについて	12
・食品表示基準に係る「事業者等」の区分(案)	13

# 食品表示部会調査会における審議の 進め方について

# 食品表示部会調査会における審議の進め方(案)【本日の部会長資料より】



## (参考)食品表示部会調査会における審議の主な位置付け(案)

※ ①～⑨は、「参考資料1」の表における位置を表す。

調査会	課題	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
栄養表示	対象成分	○	○							
	表示方法	○	○							
	対象食品	○	○							
	対象事業者	○	○							
	強調表示	○	○							
生鮮食品・業務用食品	業者間取引における表示対象・表示方法の整理		○			○			○	
	JAS法の個別品質表示基準の整理・統合				○	○				
	用語の統一				○	○	○			
	添加物の表示事項・表示方法							○	○	○
	生鮮食品と加工食品の整理を踏まえた食品の取扱いの変更に伴う表示基準の適用関係の整理	○	○	○	○	○	○			
加工食品	表示義務者の考え方の整理	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	JAS法の個別品質表示基準の整理・統合	○	○							
	インスタ販売に係る表示事項の取扱いについての検討	○	○	○	○	○	○			
	レイアウト、文字の大きさの検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	アレルギー表示(代替表記等の見直し、表示方法)	○	○	○						
	用語の統一	○	○	○						

※ 全体に関連し、部会全体で認識を共有する必要がある課題(食品の区分や事業者の区分等)については、必要に応じ、部会でも審議

# 食品表示基準に係る区分の検討 について

## 食品表示基準に係る区分の検討について

食品表示法第4条第1項において、食品表示基準は、「食品及び食品関連事業者等の区分ごとに」定めることが明記されている。

食品表示法(平成25年法律第70号)

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

# 現行の「食品」の区分

## (1) JAS法、健康増進法

- 「生鮮食品」と「加工食品」とに区分して基準が設けられている。(JAS法においては、それぞれの定義も設けられている。)

製造・流通過程において、加工食品と生鮮食品の特性等が異なることから、それぞれの食品で求められる情報が異なるため(加工食品はその食品を一見しただけでは原材料などの情報が得られないのに対し、生鮮食品は比較的容易にそれらの情報を得ることができる)。

(※1)JAS法における定義

加工食品	製造又は加工された飲食料品として別表1に掲げるものをいう。(加工食品品質表示基準第2条)
生鮮食品	加工食品以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。(生鮮食品品質表示基準第2条)

製造:その原料として使用したものは本質的に異なる新たなものを作り出すこと。

加工:あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること。

(※2)健康増進法に基づく栄養表示基準においては、鶏卵以外の生鮮食品が適用対象外とされている。

## (2) 食品衛生法

- 「生鮮食品」、「加工食品」を区分せず、原則として、表示対象食品について一律の基準が設けられている。

食品等に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から表示事項等が定められており、このことは「生鮮食品」、「加工食品」とで異なることがないため。

## 食品表示基準に係る「食品」の区分(案)

### 食品表示法

- 食品の区分については、「加工食品」、「生鮮食品」及び「添加物」の3つに区分する。

一般的に、加工食品は、製造や加工の工程を経て、食品としての本質が変化したり、新たな属性が加わったりすることから、消費者は、その食品を一見しただけでは、原材料などの情報を得られない。

一方、生鮮食品は、流通過程においてそのような変化等がないことから、比較的容易に、その食品についての情報を得ることができる。

➡ JAS法や健康増進法の考え方を踏まえつつ、「加工食品」と「生鮮食品」の区分を設ける。

「添加物」については、食品を着色、香り付けするなどの目的で使用されるものであり、「加工食品」や「生鮮食品」とはその特性等が異なることから、別の区分とする。

#### < 添加物の例 >

種類	目的と効果	添加物の具体例
着色料	食品を着色し、色調を調整する。	クチナシ黄色素、コチニール色素
香料	食品に香りを付ける。	オレンジ香料、バニリン
膨張剤	ケーキなどをふっくらさせ、ソフトにする。	炭酸水素ナトリウム、焼ミョウバン

## 食品表示基準の食品区分の定義について(案)

「加工食品」、「生鮮食品」の定義については、JAS法の品質表示基準における定義が前述の「加工食品」と「生鮮食品」の特性等を踏まえたものとなっていることから、食品表示基準に引き継ぐこととする。

なお、「添加物」の定義については、既に食品表示法において規定されている。

### 食品区分の定義

加工食品	製造 <sup>(※1)</sup> 又は加工 <sup>(※2)</sup> された飲食物として別に定めるものをいう。
生鮮食品	加工食品及び添加物以外の飲食物として別に定めるものをいう。
添加物	食品衛生法第4条第2項に規定するもの <sup>(※3)</sup> をいう。(食品表示法第2条第1項)

※1 製造:その原料として使用したものとは本質的に異なる新たなものを作り出すこと。

※2 加工:あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること。

※3 「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物」(食品衛生法第4条第2項)

## 「業務用食品」に係る現行のルールについて

「業務用食品」に係る現行のルールは、次のとおり。

### (1)食品衛生法

●「業務用食品」に該当するか否かに関わらず、内閣総理大臣が定めた基準に合う表示がなければ、食品の販売等を行ってはならない。

### (2)JAS法

●「業務用食品」は、一般消費者向けの形態の食品から区別されており、独自の基準がある(次頁参照)。表示責任者は、この基準に従った表示をしなければならない。

### (3)健康増進法

●「業務用食品」(専ら営業者が購入し、又は使用するもの)は、基準の適用対象から除外されている。

※ ただし、学校給食や病院給食等への販売に供する食品は、学校や病院等は「営業者」ではないと解されていることから、表示基準の適用対象とされている。

# (参考) JAS法における業務用食品に係るルールについて

- JAS法に関しては、加工食品の原材料供給者の不正により品質表示基準に違反した多種の製品が全国に出回る事案が発生し、消費者の食品表示に対する不信感が高まったことを背景に、平成20年1月、業務用食品への表示が義務付けられた。
- 具体的には、外食・インスタ加工向けの食品を除き、従来義務の対象ではなかった、業務用加工食品や業務用生鮮食品、いわゆる「中間加工品」(右下の図の赤い矢印部分)に関して表示義務が課されることとなった。
- この義務付けに当たっては、事業者の負担の軽減と実効性に鑑み、一般消費者向けの食品に係る表示義務内容とは区分がなされた。

**食品を扱う事業者の皆様！注目です！**

**ポイント 1**  
これまで表示義務がなかった業者間取引にも表示が義務付けられます

義務表示の項目	
名称	名称
生	原料地名、製造業者名及び住所、内容量、販売業者名及び住所
加	加工業者名
工	賞味期限、保存方法、原料原産地名、原産国名

**ポイント 2**  
JAS法に基づく監視の対象になります

**ポイント 3**  
表示の根拠書類の整備・保存に努めなければなりません  
(概ね3年を目安)

**ポイント 4**  
商品の容器に表示が必要な？  
・容器・包装に限らず、送り状、納品書等又は見積書等に表示できます

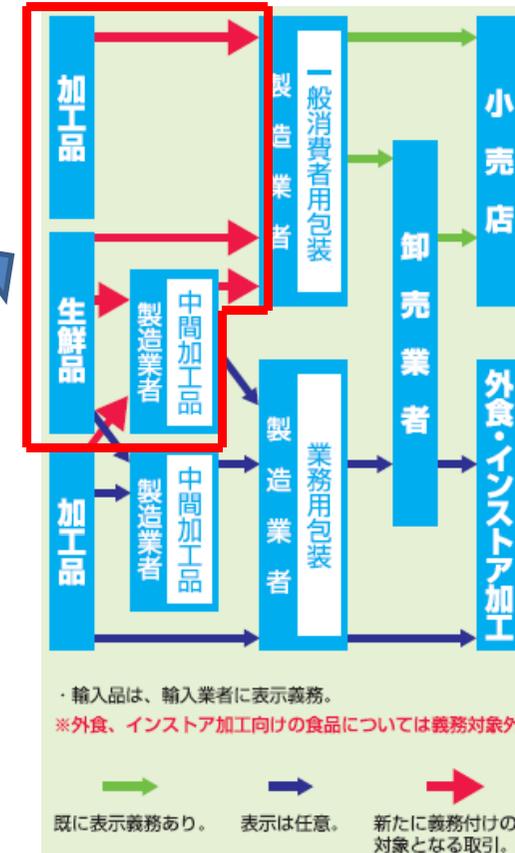
**ポイント 5**  
義務化のイメージがわかりにくいけど？  
図式化すると以下のイメージです

☆平成20年4月1日から義務付けられます☆

**JAS法の適用範囲が広がります！**

・輸入品は、輸入業者に表示義務。  
※外食、インスタ加工向けの食品については義務対象外

既に表示義務あり。 表示は任意。 新たに義務付けの対象となる取引。



# 食品表示基準に係る「事業者等」の区分(案)

## 食品表示法

### 1 「食品関連事業者」について

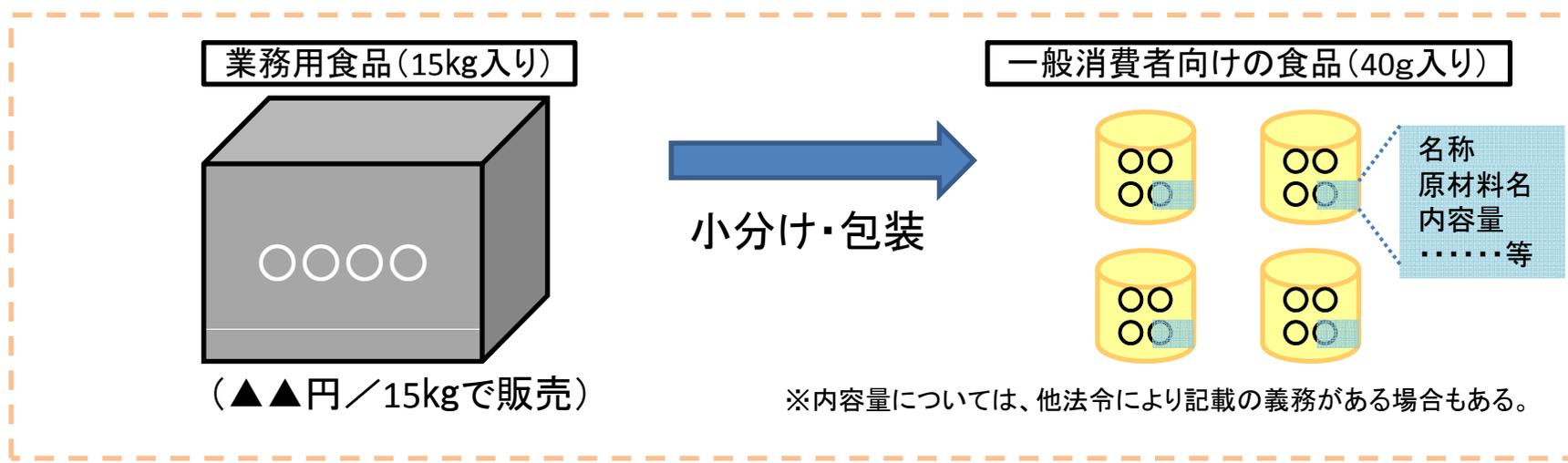
- 食品関連事業者を「一般消費者に販売される形態の食品(以下「一般消費者向けの食品」という。)を扱う事業者」、「業務用食品を扱う事業者」に区分することとする。

一般消費者向けの食品	・加工食品及び添加物のうち、それぞれ、一般消費者に販売される形態となっているもの ・生鮮食品のうち、加工食品の原材料とならないもの
業務用食品	・加工食品及び添加物のうち、それぞれ、一般消費者に販売される形態となっているもの以外のもの ・生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるもの

業務用食品への表示は、あくまで事業者向けに表示するもの。一般消費者向けの食品(最終的に消費者に販売される食品)には表示の必要があっても、事業者向けに販売される食品には必ずしも表示の必要がない情報(例:内容量)や表示方法も考えられる。

したがって、両者に関する表示義務は区別して検討する必要がある。

※「販売」には、不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む(食品表示法第1条)。



※内容量については、他法令により記載の義務がある場合もある。

(参考)業務用食品及び一般消費者向けの食品の現行の表示事項について

JAS法に基づく表示基準上の義務・・・●、食品衛生法に基づく表示基準上の義務・・・○

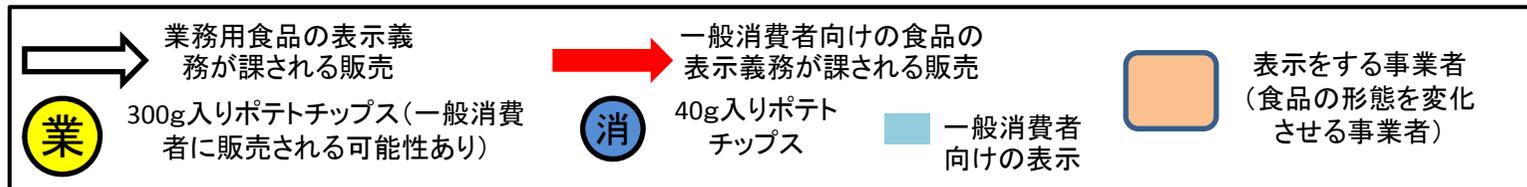
		業務用食品	一般消費者向けの食品
加工食品	原則として全ての食品が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●○名称</li> <li>● 原材料名</li> <li>○ 消費・賞味期限</li> <li>○ 保存方法</li> <li>● 製造業者等の氏名又は名称及び住所</li> <li>○ 製造所等の所在地及び氏名</li> <li>○ 添加物を含む旨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●○名称</li> <li>● 原材料名</li> <li>● <b>内容量</b></li> <li>●○消費・賞味期限</li> <li>●○保存方法</li> <li>● 製造業者等の氏名又は名称及び住所</li> <li>○ 製造所等の所在地及び氏名</li> <li>○ 添加物を含む旨</li> </ul>
	全ての食品ではなく、該当がある食品のみ対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アレルゲンを含む旨</li> <li>●○遺伝子組換え表示</li> <li>● 原料原産地名</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アレルゲンを含む旨</li> <li>●○遺伝子組換え表示</li> <li>● 原料原産地名</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
生鮮食品	原則として全ての食品が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●○名称(JAS法、食品衛生法)</li> <li>● <b>原産地(原料原産地表示の義務対象である加工食品の主な原材料とならないものは省略可)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●○名称</li> <li>● <b>原産地</b></li> </ul>
	全ての食品ではなく、該当がある食品のみ対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費・賞味期限</li> <li>○ 保存方法</li> <li>● 内容量</li> <li>● 販売業者の氏名又は名称及び住所</li> <li>○ 添加物を含む旨</li> <li>●○遺伝子組換え表示</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費・賞味期限</li> <li>○ 保存方法</li> <li>● 内容量</li> <li>● 販売業者の氏名又は名称及び住所</li> <li>○ 添加物を含む旨</li> <li>●○遺伝子組換え表示</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

## ●食品の製造・加工形態や流通形態の違いによる表示義務の内容の整理について

食品には、一般消費者の手元に届くまでに、

- ① 流通過程において、製造や加工の工程を経て、食品としての本質が変化したり、新たな属性が加わったりすることにより、表示する必要がある情報や表示方法が変わると考えられるもの
  - ② そのような本質や属性の変化を経ず、表示する必要がある情報や表示方法が変わらないと考えられるもの
- の2種類がある。

①のうち、製造や加工の工程を経る前の食品については、「業務用食品」としての義務を課すこととする。また、②については、事業者間で販売される場合であっても、「一般消費者向けの食品」としての義務を課すこととする。



### ■一般消費者向けの食品を扱う事業者(製造業者A)の例① 【小売業者がポテトチップスを仕入れ、そのまま消費者に販売する場合】



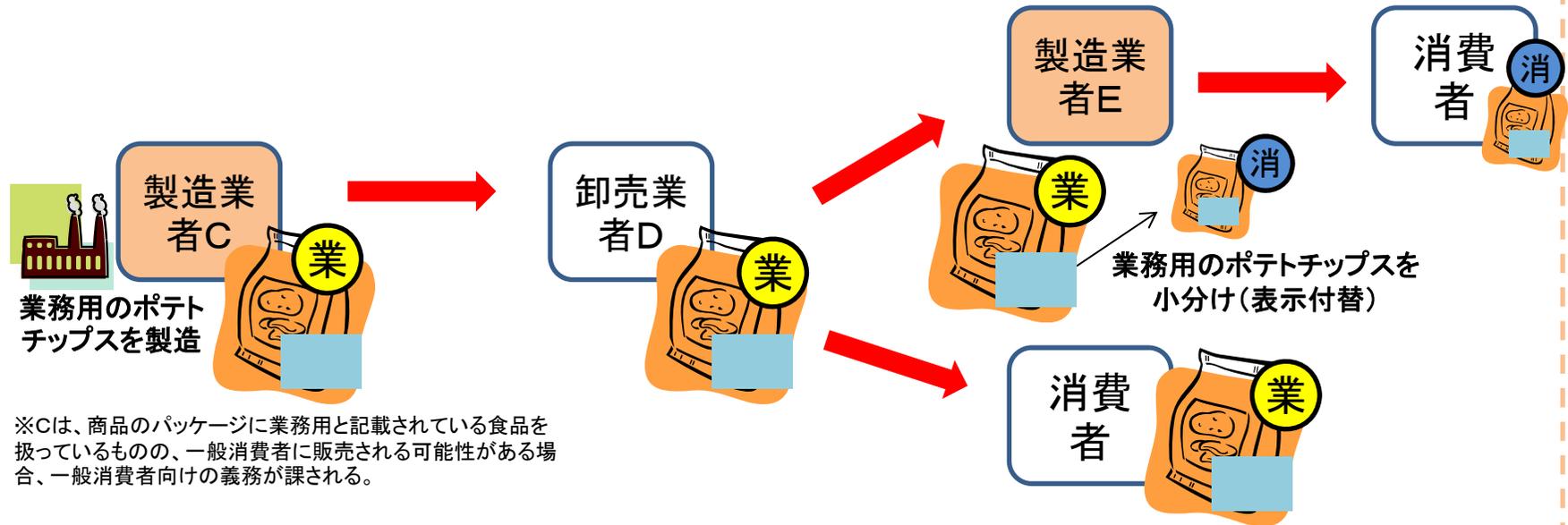
一般消費者向けのポテトチップスを製造

※Aは、事業者に対して食品を販売しているものの、一般消費者向けの最終製品としての食品を製造・販売しているため、一般消費者向けの義務が課される。

(次頁に続く。)

■一般消費者向けの食品を扱う事業者(製造業者C、卸売業者D)の例②

【業務用の食品の形態のまま消費者にも販売される可能性がある場合】



■業務用食品を扱う事業者(加工業者F)の例



※Fは、中間加工品(マッシュポテト)を事業者に対してのみ販売しているため、業務用食品としての表示義務が課される。なお、業務用食品への表示は、納品書や送り状等への表示が可能。

## 2 「食品関連事業者以外の販売者」について

●さらに、食品表示法には、食品関連事業者等の中に、反復継続性のない販売を行う「**食品関連事業者以外の販売者**」が規定されており、「食品関連事業者」とは別の区分を設けることとする。

例: 小学校のバザーで袋詰めのコッキーを販売する保護者  
町内会の祭りで瓶詰めの手作りジャムを販売する町内会の役員

食品表示法(平成25年法律第70号)

第2条 (略)

2 (略)

3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 食品の製造、加工(調整及び選別を含む。)若しくは輸入を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く。)又は食品の販売を業とする者(以下「食品関連事業者」という。)

二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

●**消費者の選択や健康増進のための情報** → **表示義務を課す必要性は乏しい。**

消費者の長期的な食生活を考えれば、バザー等で販売される食品に表示がされないからといって、消費者の選択の機会や健康増進の機会が大きく失われるものではなく、「業として食品を販売する者」以外の者(例: 小学校のバザーで出店する保護者)に義務を課してまで表示をさせる必要性は乏しいため。

●**食品を摂取する際の安全性に関する情報** → **表示義務を課す必要がある。**

たとえ一度きりの販売であるとしても、身体や生命に重大な危害を与えるおそれがあるため。

※ 営利目的はなくとも、反復継続して食品を販売する者は、「食品関連事業者」である。

(例: コッキーを販売するNPO法人)